# 書面等で確認しましょう!

#### 職業安定法第5条の3 (労働条件等の明示)

労働者の募集を行う企業等は、募集に当たり、 業務の内容等の労働条件を応募者に対して ※書面を交付する等により明示しなければなりません。

※ファックスやメール、SNS等でも明示ができます。 (明示を受ける者が希望した場合に限る。その他一定の条件あり。)



#### ②労働契約の期間

- ③試みの使用期間
- ④就業の場所
- ⑤始業及び終業の時刻
- ⑥所定労働時間を超える労働の有無
- ⑦休憩時間
- ⑧休日
- ⑨賃金
- ⑩健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用
- ⑪雇用しようとする者の氏名又は名称
- ⑫派遣労働者として雇用しようとする旨 (派遣労働者として雇用しようとする場合に限る。)





需給調整事業部

マスコットキャラクタ・

### 書面での交付等を受けておかないと・・・

募集条件について記憶があいまいになり、求人者と言った言わないのトラブルに発展するかも。

必ず明示が必要な事項

## チェックしなくちゃ。労働条件。

厚生労働省 大阪労働局 **票給調整事業部**